

●昭和二十一年司法省令第七十七号(昭和二十一年法律第十一号に基づく本州、北海道、四国及び九州の附属島嶼)

(昭和二十一年八月二十七日)

(司法省令第七十七号)

失効 昭和二十四年九月一日
[弁護士法(昭和二十四年法律第二百五号)第九十一条参照]

昭和二十一年法律第十一号に基づき、本州、北海道、四国及び九州の附属島嶼を次のやうに定める。

昭和二十一年法律第十一号第四条の島嶼は、本州、北海道、四国及び九州の附属島嶼中左に掲げる島嶼以外の島嶼をいふ。

- 一 千島列島(瑠瑠瑠諸島を含む)
- 二 小笠原諸島、硫黄列島、大東島諸島、沖鳥島、南鳥島及び中鳥島
- 三 竹島
- 四 北緯三十度以南の南西諸島(口之島を含む)

附 則

この省令は、公布の日から、これを施行する。